陳　情　文　書　表

（令和８年12月１日）

受理番号・受理年月日及び件名	陳情第253号（８．10．13） 神戸空港の特定利用空港指定に同意しないよう求める陳情
陳情の要旨	１．神戸空港の「特定利用空港」指定に同意しないこと。
陳情者の住所及び氏名	神戸市中央区 兵庫県平和委員会 代表理事　梶本　修史
送付委員会	経済港湾委員会

神戸市議会議長 よこはた 和幸 様

2026 年 10 月 13 日

陳情者　兵庫県平和委員会
代表理事　梶本 修史
神戸市中央区

神戸空港の特定利用空港指定に同意しないよう求める陳情

【陳情趣旨】

市民のため日々奔走していただき、心から感謝いたします。

国から、神戸市が管理する神戸空港を「特定利用空港・港湾」に指定する候補としている旨、説明がありました。安保三文書の「国家安全保障戦略」（2022 年 12 月閣議決定）には、「総合的な防衛体制の強化の一環として、自衛隊・海上保安庁による国民保護への対応、平素の訓練、有事の際の展開等を目的とした円滑な利用・配備のため」「自衛隊・海上保安庁のニーズに基き、インフラの整備」が位置付けられ、あわせて「有事の際の対応も見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルール作り等を行う」と明記されています。「特定利用空港・港湾」は、「国家安全保障戦略」に基づき、自衛隊や海上保安庁が有事に円滑利用ができるように、平時から機能を整備しようとするもので、戦闘機や輸送機の離着陸、空中給油訓練や武器・弾薬などの物資輸送などの訓練が想定されます。国が、「武力攻撃事態が起きた場合の対応とは別の枠組み」と説明したとしても、「有事」にも対応できるインフラ整備を「平時」に押しすすめるものであることは明らかで、「特定利用空港」の指定は、「平時」と「有事」の連動を促進するものに他なりません。

国が神戸市に示した資料には、「民生利用を主」とされていますが、国会で政府は、「米軍が利用する可能性は考えられる」（2024 年5月9日）とまで答弁しています。日本も加入しているジュネーブ諸条約第 1 追加議定書の第 52 条では「民用物は、攻撃又は復仇の対象としてはならない」と定めていますが、「特定利用」に指定され軍事利用されれば保護対象から外され、攻撃対象になります。

空港施設は、滑走路、道路、倉庫、給水・給油施設、旅客ターミナル、貨物ターミナルと多岐にわたる機能を有しています。軍事訓練では、米軍を含めこれらの施設が利用され、そこで働く人たちが従事することになります。また、訓練時の空港・港湾利用者への影響も懸念されます。神戸空港は市街地に近接しており、安全面での問題や、騒音・夜間照明等による住環境への影響が生じない保障はありません。このような市民生活に大きな影響を与えかねない問題であるにもかかわらず、議会ならびに市民への説明が十分に行われていません。

神戸市と国との協議内容は、情報公開を徹底し、神戸市民へしっかり説明することを求めます。

神戸空港は、神戸港と同様に、近畿地方や兵庫県の「ものづくり」を支える物流の拠点であり、国際観光都市として世界に名を馳せている神戸市の玄関口です。平和な神戸市づくりに逆行する「特別利用空港」の指定に同意しないように求めます。

【陳情項目】

神戸空港の「特定利用空港」指定に同意しないでください。